

## 社会福祉法人石川県社会福祉協議会 未就学児を持つ保育士の子ども の預かり支援事業利用料金の一部貸与要綱

### (目的)

第1条 未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援事業利用料金の一部貸与事業は、保育所等に雇用されている保育士であって、未就学児を持ち、保育所等を利用している者で保育所等における勤務の時間帯により、子どもの預かり支援に関する事業を利用する者に対し、社会福祉法人石川県社会福祉協議会（以下「本会」という。）が子どもの預かり支援事業利用料金の一部（以下「預かり支援金」という。）を貸与することにより、未就学児を持つ保育士の支援及び本県の保育人材の確保を図ることを目的とする。

### (貸与の対象者)

第2条 預かり支援金の貸与を受けることができる者は、次の各号すべてに該当する者であって、本会理事長（以下「理事長」という。）が適当と認める者とする。ただし、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員等反社会的団体関係者や児童福祉法その他関係法令に違反する者、児童福祉法その他関係法令に違反する事業所に勤務しようとする者は対象としない。

- (1) 県内において別表に掲げる施設又は事業（以下、「保育所等」という）の保育士として雇用されている者（派遣により保育所等に勤務している者も含む。）
- (2) 未就学児を持つ保育士であって、保育所等を利用している者
- (3) 保育所等における勤務の時間帯により、子どもの預かり支援に関する事業を利用する者
- (4) 貸与申請日時点で、子どもの預かり支援に関する事業利用料金に充てる目的で、生活福祉資金等の他の同種の貸付を受けていない者（理事長が特に必要と認める場合を除く。）

### (預かり支援金の貸与額等)

第3条 貸与額は、貸与対象者がファミリー・サポートセンター事業、ベビーシッター派遣事業、その他の子どもの預かり支援に関する事業を利用した料金（入会金および事業利用にあたり必要となる費用を含み、公費による補助を受けた分は除く）の半額とし、年額123,000円以内とする。

- 2 貸与期間は、未就学児を持つ保育士が保育所等に勤務する期間とする。ただし、2年間を限度とする。
- 3 貸与回数は1人あたり1回限りとする。
- 3 貸与は千円単位で行うものとする。

4 利子は無利子とする。

#### (連帯保証人)

第4条 預かり支援金の貸与を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、国内に居住する連帯保証人を立てなければならない。

2 連帯保証人は、成年で申請者の債務を負担する資力を有する者でなければならない。

3 連帯保証人は、預かり支援金の貸与を受けた者（以下「借受人」という。）と連帯して債務を負担するものとする。

#### (貸与の申請)

第5条 申請者は、貸与申請書兼利用計画書（第1号様式）に次に掲げる添付書類を添えて、理事長に提出しなければならない。

(1) 申請者の住民票（発行から3か月以内で現居住地と一致したもの）。

(2) 申請者の保育士登録証の写し

(3) 申請者が保育所等に在籍し、保育士として勤務（勤務時間帯含む）していることが確認できる書類（在籍証明書（第2号様式））

(4) 子どもが保育所等に入所していることが確認できる書類

(5) 子どもの預かり支援事業利用料金、時間帯等が確認できる書類

(6) 個人情報の取扱同意書（第3号様式）

(7) 連帯保証人の現住所を証明する公的書類の写し（現居住地と一致したもの）

(8) 連帯保証人に資力があることを証明する書類の写し

2 前項において、貸与申請書兼利用計画書の内容と添付書類の記載の内容に差異がある場合は、貸与申請書兼利用計画書は受理しないものとする。

#### (貸与の決定等)

第6条 理事長は、本会の予算の範囲内で預かり支援金の貸与を行うものとする。

2 理事長は、必要な場合には、申請者、連帯保証人及び勤務先の事業所等に問い合わせ又は調査等を行うものとする。

3 理事長は、申請者が虚偽その他不正な方法により預かり支援金の貸与を受けようとしたことが明らかになったとき、預かり支援金の貸与は行わない。

4 理事長は、預かり支援金の貸与を行うこと又は貸与を行わないことを決定したときは、その旨を申請者及び連帯保証人へ貸与申請書兼利用計画書（第1号様式）に記載の住所あてに通知するものとする。

5 預かり支援金の貸与決定を受けた者（以下「貸与決定者」という。）は、貸与決定後に貸与を辞退するときは、貸与辞退届（第4号様式）を理事長に提出しなければならない。

### (契約の締結)

第7条 貸与決定者は、理事長と預かり支援金の貸与に係る契約（以下「貸与契約」という。）を締結するものとする。

2 理事長が預かり支援金の貸与を行うことを申請者及び連帯保証人へ通知した日を契約締結日とする。

3 貸与決定者は、貸与契約をするにあたっては、次に掲げる書類を理事長に提出しなければならない。

(1) 借用書

(2) 貸与決定者及び連帯保証人の印鑑登録証明書

(3) 振込口座届出書（第5号様式）

### (預かり支援金の貸与)

第8条 預かり支援金は、一括で貸与するものとする。

### (契約の解除)

第9条 理事長は、契約締結日から預かり支援金が貸与決定者の指定する口座に振り込まれる間に貸与決定者が次に掲げる預かり支援金貸与の目的を達成する見込みがなくなったと認められる事由に至ったときは、その契約を解除するものとする。

(1) 貸与申請書兼利用計画書（第1号様式）に記載した保育所等を退職もしくは休職したとき。

(2) 死亡したとき。

(3) 心身の故障により、生涯にわたり返還免除対象業務（保育所等における児童の保護等の保育士としての業務のことをいう。以下同じ。）に従事することができなくなったと認められるとき。

(4) 預かり支援金の対象となる未就学児が預かり支援事業を利用しなくなったとき。

(5) 虚偽その他不正な方法により預かり支援金の貸与を受けたことが明らかになったとき。

(6) その他預かり支援金貸与の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。

2 理事長は、契約締結の日から預かり支援金が貸与決定者の指定する口座に振り込まれる間に、貸与決定者から貸与辞退届（第4号様式）の提出があったときは、契約を解除する。

3 理事長は、契約を解除したときは、借受人及び連帯保証人に文書で通知するものとする。

### (預かり支援金の増額)

第 10 条 契約締結後、子どもの預かり支援に関する事業を利用が増えた場合、借受人は増額申請書（第 15 号様式）を理事長に提出し、貸付額の増額を申請できるものとする。

2 理事長は、預かり支援金の増額を決定したときは、その旨を借受人及び連帯保証人へ増額申請書（第 15 号様式）に記載の住所あてに通知するものとする。

3 借受人は、貸与契約をするにあたっては、次に掲げる書類を理事長に提出しなければならない。

(1) 変更借用書

(2) 貸与決定者及び連帯保証人の印鑑登録証明書

4 預かり支援金の増額分は、一括で貸与するものとする。

### (預かり支援金の精算)

第 11 条 預かり支援金の貸与期間の終了後、預かり支援金が貸与期間中に借受人が支払った子どもの預かり支援に関する事業の利用料金の半額に満たなかった場合、借受人はその差額を返還するものとする。

### (届出義務)

第 12 条 契約締結後、借受人は、この要綱に定める届出及び申請を遅滞なく行わなければならない。ただし、借受人が届出及び申請を行うことができない場合は、次の者が行うものとする。

(1) 借受人が心身の故障等により提出できないとき。

連帯保証人又は借受人から委任を受けた者

(2) 借受人が死亡したとき。

連帯保証人又は相続人の代表者（相続人が確定していないとき又は相続放棄等で相続人がいないときは、親族の代表者）

2 借受人等は、返還免除対象業務に従事していた保育所等を退職したときは、返還免除対象業務従事期間証明書（第 9 号様式）を理事長に提出しなければならない。また、新たな保育所等に就職し、返還免除対象業務に従事した時は、新たに就職した保育所等の返還免除対象業務従事届兼証明書（第 10 号様式）を理事長に提出しなければならない。

3 理事長が返還免除対象業務に従事しているか確認するために借受人に照会を行ったときは、借受人等は、返還免除対象業務従事期間証明書（第 9 号様式）により回答しなければならない。

4 借受人等は、借受人又は連帯保証人の住所、氏名、その他の重要な事項に変更があったときは、変更届（第 12 号様式）を理事長に届け出なければならない。

- 5 借受人が死亡したときは、当該借受人の相続人の代表者（相続人が確定していないとき又は相続放棄等で相続人がいないときは、親族の代表者。）は、借受人死亡届（第 13 号様式）に事実を証明する書面を添えてその旨を理事長に届け出なければならない。
- 6 実際に未就学児の預かり支援事業を利用した時間帯及び料金が確認できる書類を提出しなければならない。
- 7 第 1 項から前項による届出は、借り受けた預かり支援金に係る債務が消滅したときは、この限りではない。

### （返還）

第 13 条 借受人が、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その事由が生じた日、又は本会がその事由が生じたことを知った日が属する月の翌月 11 日から預かり支援金を返還しなければならない。

- （1）貸与を受けた日以降、返還免除対象業務に従事していた保育所等を退職し、災害、疾病、負傷、育児、介護、その他やむを得ない事由によらず、3 か月を超えて、県内において返還免除対象業務に従事しなかったとき。
- （2）業務外の事由により死亡し、又は業務外の事由による心身の故障のため、生涯にわたり返還免除対象業務に従事することができなくなったと認められるとき。
- （3）第 11 条の返還を行わなかったとき。
- （4）借受人として、第 12 条第 1 項から第 6 項、及び第 15 条第 4 項の届出等の義務を果たさなかったとき。
- （5）借受人の責による事由により免職されたとき。
- （6）虚偽その他不正な方法により預かり支援金の貸与を受けたことが明らかになったとき。
- （7）その他預かり支援金の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。

2 前項第 1 号から第 3 号及び第 7 号のいずれかの事由に該当するに至ったときは、借受人は返還届（第 7 号様式）を理事長に提出しなければならない。

3 返還に係る期間、金額及び返還方法については、返還期間を 2 年とした月賦均等払方式によるものとする。ただし、借受人の希望により、繰り上げて返還ができるものとする。

4 理事長は、返還に係る期間、金額及び返還方法（以下「返還計画」という。）について、借受人及び連帯保証人に文書で通知するものとする。

5 第 1 項第 5 号から第 7 号の事由により預かり支援金を返還しなければならない者に対して、理事長は一括で預かり支援金の返還を求めることができるものとする。

6 預かり支援金の返還に伴う振込手数料等の費用は、借受人又は連帯保証人が負担するものとする。

7 返還された預かり支援金の受領日は、本会指定金融機関口座への入金日とする。

- 8 預かり支援金の返還について、借受人又は連帯保証人から申し出のない過入金があったときは、借受人の意思を確認することなく、翌月又はそれ以降の返還に充当することができるものとする。
- 9 預かり支援金の返還について、契約関係のない第三者より返還の申し出があったときは、借受人の承諾を得た後、返還を受け入れることができる。ただし、次に掲げる場合には、必ずしも借受人の意思を確認することなく、その返還を受け入れることができるものとする。
  - (1) 借受人が死亡、または行方不明のとき。
  - (2) その他、返還を拒否する特別な理由がないとき。
- 10 理事長は、預かり支援金を返還が完了したときは、借受人及び連帯保証人に文書で通知するものとする。

#### (返還債務の当然免除及び免除の申請)

- 第14条 理事長は借受人(第13条第1項各号のいずれかに該当し預かり支援金を返還しなければならない者を除く。)が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、預かり支援金の返還の債務を免除する。
- (1) 県内の保育所等において、契約を締結した日から通算2年間、返還免除対象業務に従事したとき。
  - (2) 県内において返還免除対象業務に従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため、生涯にわたり返還免除対象業務に従事することができなくなったと認められるとき。
- 2 前項第1号の規定にかかわらず、法人における人事異動等により、借受人の意思によらず、県外において返還免除対象業務に従事することになったときは、当該業務従事期間については、県内で従事したものとみなす。
  - 3 第1項第1号に規定する返還免除対象業務の従事期間の2年の計算については、在職期間が通算730日以上とする。
  - 4 返還免除対象業務に従事中、次の各号のいずれかの事由により県内において返還免除対象業務に従事できない期間が生じたときは、引き続き返還免除対象業務に従事しているものとみなす。ただし、第1項第1号に規定する返還免除対象業務に従事する期間には算入しないものとし、返還免除対象業務に従事しているものとみなす期間は通算して5年間を限度とする。
    - (1) 法人における人事異動等により、借受人の意思によらず、返還免除対象業務以外に従事するとき。
    - (2) 災害、疾病、負傷、育児、介護、その他やむを得ない事由による休業。
  - 5 第1項に規定する返還債務の当然免除を受けようとする者は、返還免除申請書(第6号様式)に返還免除対象業務従事期間証明書(第9号様式)又は免除を受けようとする理由を証明する書類を添えて理事長に提出しなければならない。

- 6 理事長は、前項の申請に係る返還債務の当然免除について承認すること又は承認しないことを決定したときは、その旨を申請者及び連帯保証人に通知するものとする。

#### (返還債務の履行猶予)

第15条 理事長は、第13条第1項第1号から第4号及び第7号による預かり支援金の返還開始日の到来後において、借受人が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、当該各号に掲げる事由が継続している期間、預かり支援金の返還債務の履行を猶予するものとする。

(1) 県内において返還免除対象業務に従事しているとき。

(2) 災害、疾病、負傷、育児、介護、その他やむを得ない事由があるため、県内において返還免除対象業務に従事することができないとき（ただし、その事由の消滅後、県内で返還免除対象業務に従事できる見込みがあるときに限る。）

2 前項に規定する返還の猶予を受けようとする者は、返還猶予申請書（第8号様式）に猶予を受けようとする理由を証明する書類を添えて、理事長に提出しなければならない。

3 理事長は、前項の申請に係る返還債務履行猶予の申請について承認すること又は承認しないことを決定したときは、その旨を申請者及び連帯保証人に通知するものとする。

4 第1項の返還猶予の事由が中断又は消滅し、3か月以内に返還免除対象業務に従事しない時は、借受人は返還届（第7号様式）を理事長に提出しなければならない。

#### (返還の債務の裁量免除)

第16条 理事長は、借受人が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、職権又は借受人もしくは連帯保証人からの申請により貸与した預かり支援金（既に返還を受けた金額を除く。）に係る返還の債務を当該各号に定める範囲内において免除できるものとする。

(1) 第15条第1項に規定する返還猶予期間中に、第14条第1項各号のいずれかの免除事由に該当するに至ったとき。

返還の債務の額の一部

(2) 借受人が業務外の事由により死亡し、又は業務外の事由に起因する心身の故障のため貸与を受けた預かり支援金を返還することができなくなり、かつ、連帯保証人に返還できない真にやむを得ない事由があるとき。

返還の債務の額（既に返還を受けた金額を除く。以下同じ。）の全部又は一部

(3) 長期間所在不明となっている場合等預かり支援金を返還させることが困難であると認められ、かつ、連帯保証人に返還できない真にやむを得ない事由がある場合であって、返還開始日から5年以上経過したとき。

返還の債務の額の全部又は一部

(4) 県内において返還免除対象業務に1年以上従事し、借受人および連帯保証人に返還できない真にやむを得ない事由があるとき。

返還の債務の額の一部

- 2 前項第1号の一部免除に該当するときの免除額は、第13条第1項の第1号から第4号及び第7号のいずれかの返還開始の事由に該当するに至った日から、第15条第1項の各号のいずれかの返還猶予の事由に該当するに至った日までの月数(30日に満たない日数は1か月に切り上げて換算し、この月数が複数ある場合は合算する)を求め、当該月数分の月賦返還額(返済計画で定められた1か月あたりの返還額)を返還すべき預かり支援金の総額から減じた額とする。
- 3 第1項第2号から第4号に規定する裁量免除のうち、一部免除の場合の額は、返還免除対象業務に従事した月数(30日に満たない日数は月数から切り捨てる)分の月賦返還額(返済計画で定められた1か月あたりの返還額)とする。
- 4 第1項に規定する返還債務の免除を受けようとする者は、返還免除申請書(第6号様式)に返還免除対象業務従事期間証明書(第9号様式)又は免除を受けようとする理由を証明する書類を添えて理事長に提出しなければならない。
- 5 理事長は、前項の申請に係る返還債務の裁量免除について承認すること又は承認しないことを決定したときは、その旨を申請者及び連帯保証人に通知するものとする。
- 6 第1項及び第4項の規定により一部免除となったとき、一部免除が決定した日が属する月の翌月11日より残りの預かり支援金の返還を再開するものとする。その場合、当初の返済計画で定められた月賦返還額を毎月返還していくものとする。

### (連帯保証人の変更)

第17条 連帯保証人が死亡、破産、または国外へ転居したときは、借受人は連帯保証人を変更しなければならない。

2 理事長が真にやむを得ない事由があると認める場合、借受人は、第1項の理由によらず、連帯保証人を変更することができる。

3 借受人が連帯保証人を変更するときは、連帯保証人変更申請書(第14号様式)に次に掲げる添付書類を添えて、理事長に届け出なければならない。

(1) 連帯保証人の現住所を証明する公的書類の写し(連帯保証申請書に記載の現居住地と一致したもの)

(2) 連帯保証人に所得があることを証明する書類の写し



- 4 理事長は、前項の申請に係る連帯保証人の変更の申請について承認すること又は承認しないことを決定したときは、その旨を申請者及び変更後の連帯保証人へ連帯保証人変更申請書（第 14 号様式）に記載の住所あてに通知するものとする。
- 5 第 1 項の規定に該当しているにも関わらず、借受人が新たな連帯保証人を立てないとき、理事長は一括で預かり支援金の返還を求めることができるものとする。ただし、借受人が返還免除対象業務に従事しているときは返還を求めない。

#### （延滞利子）

- 第 18 条 理事長は、借受人及び連帯保証人ともに正当な理由がなく、預かり支援金を返還しなければならない日までに返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、残元金につき年 3 %の割合で計算した延滞利子を徴収するものとする。
- 2 借受人又は連帯保証人が返還すべき期限を過ぎて返還の債務の額を払込みした場合、払込額が元金（貸与総額）、延滞利子の合計額に満たないときの充当順位は、元金、延滞利子の順とする。
  - 3 理事長は、借受人及び連帯保証人に真にやむを得ない事情があるときは、借受人又は連帯保証人が提出する延滞利子支払免除申請書（第 11 号様式）に基づき延滞利子を免除することができる。
  - 4 理事長は、前項において、当該免除の申請について承認すること又は承認しないことを決定したときは、その旨を申請者及び連帯保証人に通知するものとする。

#### （合意裁判所）

- 第 19 条 理事長と借受人又は連帯保証人との間で調停又は訴訟の必要が生じたときには、本会所在地を管轄する裁判所を合意裁判所とする。

#### （その他）

- 第 20 条 この要綱に定めのないものについては、「保育士修学資金の貸付について」（平成 28 年 2 月 3 日厚生労働省発雇児 0203 第 3 号）、「保育士修学資金貸付等制度の運営について」（平成 28 年 2 月 3 日雇児発 0203 第 2 号）及び「石川県保育士修学資金等貸与実施要綱」によるほか、県と協議の上、決定するものとする。

## 別表（第2条関係）

本要綱第2条第1項第2号に規定する保育所等は以下の施設又は事業所のことをいう。

- (1) 児童福祉法第7条に規定する保育所及び幼保連携型認定こども園
- (2) 学校教育法第1条に規定する「幼稚園」のうち次に掲げるもの
  - ・ 教育時間の終了後等に行う教育活動（預かり保育）を常時実施している施設
  - ・ (3)に定める「認定こども園」への移行を予定している施設
- (3) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する「認定こども園」
- (4) 児童福祉法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業であって、同法第34条の15第1項の規定により市町村が行うもの及び同条第2項の規定による認可を受けたもの
- (5) 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業であって、同法第34条の15第1項の規定により市町村が行うもの及び同条第2項の規定による認可を受けたもの
- (6) 児童福祉法第6条の3第11項に規定する居宅訪問型保育事業であって、同法第34条の15第1項の規定により市町村が行うもの及び同条第2項の規定による認可を受けたもの
- (7) 児童福祉法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業であって、同法第34条の15第1項の規定により市町村が行うもの及び同条第2項の規定による認可を受けたもの
- (8) 児童福祉法第6条の3第13項に規定する「病児保育事業」であって、同法第34条の18第1項の規定による届出を行ったもの
- (9) 児童福祉法第6条の3第7項に規定する「一時預かり事業」であって、同法第34条の12第1項の規定による届出を行ったもの
- (10) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第30条第1項第4号に規定する離島その他の地域において特例保育を実施する施設
- (11) 児童福祉法第6条の3第9項から第12項までに規定する家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、又は第39条第1項に規定する保育所のいずれかであって法第34条の15第2項、第35条第4項の認可又は認定こども園法第17条第1項の認可を受けていないもの（認可外保育施設）のうち、地方公共団体における単独保育施策（いわゆる保育室・家庭的保育事業に類するもの）において保育を行っている施設
- (12) 子ども・子育て支援法第59条の2第1項に規定する仕事・子育て両立支援事業のうち、「平成28年度企業主導型保育事業等の実施について」の別紙「平成28年度企業主導型保育事業費補助金実施要綱」の第2の1に定める企業主導型保育事業

## 附則

この貸与要綱は、令和4年4月1日から施行する。